

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、5万円の現金を支給します。

【支給対象となる世帯】

①住民税非課税世帯

令和4年9月30日時点で皆野町に住民登録があり、世帯全員が令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。

対象となる世帯には、町から「確認書」を送付します。必要事項を記入し確認書発送日から2か月以内に町にご返送ください。

なお、令和4年1月2日以降に町に転入したかたがいる世帯で、課税状況を町で確認できない場合は、そのほかの世帯全員が非課税であっても「確認書」は送付されません。この場合、給付金の支給を受けるためには申請が必要です。

②家計急変世帯(要申請)

令和4年1月から12月までの間で、予期せず収入が減少し、令和4年度住民税均等割が課税されている世帯全員のそれぞれの年収見込額が、住民税均等割非課税世帯水準に相当する額以下となる世帯。

※住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

給与の目安

(例)単身の場合93万円以下、2人世帯の場合137万8千円以下

3人世帯の場合168万円以下、4人世帯の場合209万7千円以下

【対象外となる世帯】

住民税が課税されている者の扶養親族などのみで構成される世帯

【給付額】

1世帯あたり5万円(住民税非課税世帯、家計急変世帯問わず受給は1世帯につき1回限り)

申請書は福祉課(④番窓口)のほか、町ホームページからもダウンロードできます。

問合せ 福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

中小企業等支援給付金

物価高騰により影響を受けている町内中小企業などの支援を実施しています。

対象 町内に本社、支社、事業所を有している中小企業者、社会福祉法人、医療法人およびNPO法人

給付金額 一律 5万円

提出書類 ・申請書兼請求書
・誓約書兼同意書
・身分証明書の写し(個人事業主のみ)

申請期限 令和5年2月28日(火)

問合せ 産業観光課 商工観光担当 ☎62-1462

物価高騰対策子育て応援給付金

物価高騰の影響が大きい子育て世帯の経済的負担を軽減するため支援を実施します。

対象 令和4年10月1日時点で町に住民登録があり、対象児童を養育しているかた(平成16年4月2日以降に出生した児童)

給付金額 児童1人あたり 5万円

申請方法 児童手当受給者は、登録されている口座に支給します。

それ以外のかたは申請が必要です。

申請期限 12月28日(水)

問合せ 健康こども課 子育て支援担当 ☎62-1288

町長の給料減額について

9月の公務休職をふまえ、令和4年第3回皆野町議会臨時会において、町長の給料を減額する議案を提出し可決されました。

内容 令和4年11月～令和5年3月までの間、給料月額30%を減額

問合せ 総務課 行政担当 ☎62-1231